破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第９９号
奈良市角振町22番地
破産者　笹川　雅義
1　破産債権の届出期間　平成27年６月30日まで
2　一般調査期日　平成27年７月14日午後２時
平成27年６月11日　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１７７号
兵庫県芦屋市東山町22番12号
破産者　有限会社ＡＹＡＴＯ
1　破産債権の届出期間　平成27年７月９日まで
2　一般調査期日　平成27年９月４日午前10時30分
平成27年６月９日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１３９号
愛知県常滑市市場町２丁目62番地
破産者　とうみ屋酒店こと　伊藤　仁久
1　破産債権の届出期間　平成27年７月10日まで
2　一般調査期日　平成27年９月３日午前11時15分
平成27年６月11日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３号
福島県南相馬市原町区東町３丁目141番地
破産者　合資会社樋口金物店
1　破産債権の届出期間　平成27年７月13日まで
2　一般調査期日　平成27年９月７日午後２時30分
平成27年６月12日　福島地方裁判所相馬支部

平成２７年（フ）第７４号
佐賀県神埼市神埼町本告牟田2881－１　パディビレッジ鶴田Ｂ号棟101号室、住民票上の住所北九州市小倉南区上吉田６丁目６番12号
破産者　正木　清吏
1　破産債権の届出期間　平成27年７月23日まで
2　一般調査期日　平成27年９月３日午前10時
平成27年６月11日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６７０号
北九州市小倉北区鍛冶町１丁目２番16号
破産者　西日本観光サービス株式会社
1　破産債権の届出期間　平成27年７月24日まで
2　一般調査期日　平成27年９月17日午前11時30分
平成27年６月11日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７５７号
京都府木津川市兜台７丁目11番地11
破産者　株式会社高の原設備センター
1　破産債権の届出期間　平成27年７月31日まで
2　一般調査期日　平成27年９月11日午前11時
平成27年６月12日
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産債権の特別調査期日

平成２５年（フ）第７３８号
福岡県中間市大字下大隈1123番地の１
破産者　株式会社ナカモク
特別調査期日　平成27年７月２日午後３時
平成27年６月11日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

債権者集会等続行期日

平成２４年（フ）第１０４号
香川県高松市松縄町1079番地５
破産者　吉田　　進
主文　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日を平成27年９月２日午前10時と定める。
平成27年６月10日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１０５号
香川県高松市松島町３丁目19番29号
破産者　吉田　　茂
主文　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日を平成27年９月２日午前10時と定める。
平成27年６月10日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１０６号
大阪府大阪市中央区南本町２－６－22　プルミエール南本町502号室、開始決定時の住所香川県高松市屋島西町878番地26
破産者　吉田　典生
主文　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日を平成27年９月２日午前10時と定める。
平成27年６月10日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

免責審尋期日

平成２６年（フ）第１１９９６号
東京都渋谷区広尾３丁目５－27－301
破産者　小林矢須夫
審尋期日　平成27年７月７日午前10時
平成27年６月10日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第１００１号
鳥取県東伯郡三朝町大字山田174番地
清算株式会社　株式会社ねこたにし
清算人　名越　信子
1　決定年月日　平成27年６月９日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鳥取地方裁判所倉吉支部

特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第１０１号
福岡県大牟田市浜田町４番地
清算株式会社　株式会社岩原組
代表清算人　岩原　一郎
1　決定年月日　平成27年６月10日
2　主文　本件協定を認可する。

協定

第１　通則
１．定義
平成26年４月22日（特別清算手続開始決定日）までの原因に基づいて発生した協定債権を「特別清算債権」とする。
２．利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
３．弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる一円未満の端数は切り捨てる。

第２　担保権付債権
１．定義
清算会社所有の不動産、その他資産について担保権（特別の先取特権、質権、抵当権又は民事留置権を除く留置権）を有する特別清算債権で、平成26年４月22日までに対抗要件を備えているもののうち、その担保権で担保された範囲のものを「担保権付債権」という。
２．評価について
⑴　不動産
担保権の対象となる資産のうち不動産の評価額は、担保権が実行され換価された場合には、換価代金から換価手続きに係る諸費用を控除した金額を評価額とし、担保権の実行が未了の場合は、福岡地方裁判所大牟田支部平成26年（ケ）第６号において作成された評価書（評価人不動産鑑定士武田多門）記載の一括価格を評価額とする。
⑵　その他の資産
担保権の対象となる資産のうちその他の資産の評価額は、平成26年４月22日時点の評価額とする。
３．利息及び遅延損害金の免除
担保権付債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
４．弁済
⑴　担保権の対象となっている資産は、これを換価処分（強制競売手続含む）し、換価代金から換価手続きに係る諸費用を控除した上、担保権の優先順位に従い、優先弁済を受けうる金額の範囲で、随時、各担保権付債権の弁済に充てる。
⑵　担保権付債権の弁済は、元本、利息、遅延損害金の順に充当するものとする。
５．弁済後の残余債権
第２の４の弁済（代物弁済も含む。）によって弁済されなかった残額は、一般債権の例によって弁済する。
６．担保権の放棄
担保権付債権者が、平成27年４月30日までに、その担保権を放棄した場合には、清算株式会社は、担保権によって担保されると評価されていた債権について、一般債権の例によって弁済する。